

令和3年10月1日
建設局

建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」の改定について

このたび、建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」の一部を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

1 改定概要

(1) 書類の削減・簡素化

書類の提出を不要または簡素化する場合の取扱いを別紙のとおり定めた

(2) はんこレス対応を目的とした各様式の見直し

各様式における押印の廃止又は省略とする見直し

2 適用日

令和3年10月1日から適用する

※ただし、適用日前に従前の様式で作成した書類の提出を妨げない。

3 その他

・各様式は、東京都建設局ホームページから入手できます。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/shorui/index.html>)

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 直通 (03) 5320-5236

別紙 書類の提出を不要とする場合又は簡素化する場合の取扱い

番号	【様式番号】 名称	分類		備考
		提出 不要	簡素化	
1	【統一1】 工事着手届	○		<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書に着手日が記載される場合は、提出不要 ・着手日を別様式で報告する場合は、提出不要
2	【統一3】 経歴書	○		<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第7条第2号イ又はロで求められる実務経験及び仕様書等で指定されている必要な実務経験等を提示する必要が無い場合は、提出不要 ・主任技術者等は、その資格に必要な資格者証書、合格証明書、免許証等の写しの提出が必要 ・また、主任技術者等は、仕様書等で特に定められた資格がある場合には、その資格に必要な資格者証書、合格証明書、免許証等の写しの提出が必要 ・なお、コリンズで確認することができない現場代理人及び主任技術者等の職歴を監督員が把握する必要がある場合には、必要に応じて受注者に提出を求めることがある。
3	【統一4】 監理技術者資格者証（写） （監理技術者講習修了履歴）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証、監理技術者講習修了履歴を実物により確認できる場合は、提出不要
4	【統一8】 下請負届	○		<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳及び施工体系図に記載がある場合は、提出不要
5	【統一9】 下請負者一覧表	○		<ul style="list-style-type: none"> ・同上
6	【統一18】 主要資材発注予定報告書	○		<ul style="list-style-type: none"> ・主要資材の発注予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要
7	【統一19】 材料搬入予定調書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の搬入予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要 ※メールで提出し、監督員の確認を受けた場合は、紙の提出は不要
8	【統一24】 休日等の工事施工届		○	<ul style="list-style-type: none"> ※メールで提出し、監督員の確認を受けた場合は、紙の提出は不要
9	【統一25】 （ ）承諾申請書		○	<ul style="list-style-type: none"> ・材料承諾時において、材料の仕様をJIS等で指定している場合に、当該証明書のみで材料等の概要が分かるものやWEB上で資料を公開しているものはURLを記載することで、カタログ等の添付を省略
10	【別記様式甲第140号】 下請負契約実績調書	○		<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳及び施工体系図に記載がある場合は、提出不要
11	コリンズ登録に関する書類	○		<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで確認が可能な場合は、提出不要